

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## 自治体の消費生活センターだと思ったら、 調査事業者から費用請求？！

2016

8 August  
月号

号外



公的な窓口である消費生活センターに相談しようとインターネットを検索し、上位に表示された機関に相談したところ、実際は行政書士や調査事業者で、解決費用を請求されたという事例が報告されています。



ネットで音楽サイトを見ていたら、アダルトサイトに誘導され、会員登録完了となってしまった。退会しようと業者に電話すると、「退会するには、24時間以内に10万円を支払わないといけない」と言われた。

おかしいと思い、電話を切ってからネットで「消費生活センター」を検索し、一番上に掲載されていたところへ電話したところ、「解決するために5万円かかる」と言われた。

### ★アドバイス★

- インターネットの検索で上位に表示されるものは、「広告」である可能性があります。検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。
- 調査事業者や行政書士が「解約交渉を行う」ことは、法律に触れる可能性があります。
- 自治体が設置している消費生活相談窓口では、相談に際して費用が発生することはありません。
- 日ごろから、お住まいの自治体の消費生活相談窓口や消費者ホットライン（188）の電話番号を、携帯電話やスマートフォンなどに登録しておきましょう。

紹介事例の前半はワンクリック詐欺です！絶対に連絡してはいけません。無視しましょう。



## ★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
1人で悩まず相談しましょう！



# 消費生活センターをご活用ください！



## <出前講座を開催しませんか？>

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

**講座は無料**です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。



### ★出前講座申込みの流れ★

- ①下記の申込先まで日程調整の電話を入れる。  
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る  
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

## <啓発資材を提供します>

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**！在庫を確認しますので、下記の間合せ先にお電話ください。

DVDやリーフレットの内容は、県消費生活センターのホームページで紹介しています。



### ★出前講座・啓発資材の申込み・間合せ先★

TEL：022-211-2524

FAX：022-211-2959

## ★相談窓口★

# 宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください）